

## 新規上場申請に係る債券の発行要項

### 【表紙】

【公表書類】

【公表日】

【発行者の名称】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【有価証券の種類】

【有価証券の発行価額の総額】

【プログラム情報の内容】

新規上場申請に係る債券の発行要項

2019年9月5日

独立行政法人国際協力機構

理事長 北岡伸一

東京都千代田区二番町5番地25

03(5226)9279

財務部市場資金課

国際協力機構債券

12,000百万円

公表日	2019年8月29日
発行予定期間	2019年8月30日から2021年8月29日まで
発行残高の上限	該当事項なし

【取引所金融商品市場等に関する事項】

該当事項なし

【公表されるホームページのアドレス】

<https://www.jpx.co.jp/equities/products/tpbm/announcement/index.html>

【有価証券報告書の提出状況】

該当事項なし

### 【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO-BOND Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場債券は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO-BOND Marketの上場債券の発行者に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、新規上場申請に係る債券の発行要項（以下「本発行要項」という。）により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。
- 2 TOKYO PRO-BOND Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲載されるTOKYO PRO-BOND Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 3 東京証券取引所は、本発行要項の内容（本発行要項に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、損害賠償責任その他の一切の責任を負いません。
- 4 本発行要項に基づき独立行政法人国際協力機構が発行する国際協力機構債券は、金融商品取引法第3条に規定される適用除外有価証券に該当します。上記国際協力機構債券に関して、同法第27条の31に規定される特定証券情報は作成されず、本発行要項は特定証券情報を構成しません。

債券内容説明書

2019年9月5日

## 第50回国際協力機構債券

証券情報の部

独立行政法人国際協力機構

1. 本債券内容説明書 証券情報の部（以下「本証券情報説明書」といいます。）において記載する「第50回国際協力機構債券（以下「本債券」といいます。）」は、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第32条に基づき、外務大臣及び財務大臣の認可を受けた国際協力機構債券の発行に係る基本方針に則って、独立行政法人国際協力機構（以下「当機構」といいます。）が発行する債券です。
2. 本債券は政府保証の付されていない公募債券（財投機関債）です。
3. 本債券については、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第3条第2号の規定が適用されることから、その募集について同法第4条第1項の規定による届出は行われておらず、本債券、本証券情報説明書及び債券内容説明書 発行者情報の部（2019年8月1日現在）（以下「発行者情報説明書」といいます。）に対しては、同法第2章の規定は適用されません。また、当機構が作成する財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明は求められておりません。
4. 本債券については、金融商品取引法第27条の31に規定される特定証券情報は作成されず、本証券情報説明書は特定証券情報を構成しません。本債券は金融商品取引法第2条第31項に規定される特定投資家以外の投資家にも販売される可能性があります。
5. 当機構の財務諸表は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第37条により、原則として企業会計原則によるものとされ、「独立行政法人会計基準」、「独立行政法人会計基準注解」及び「独立行政法人国際協力機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令」（平成15年外務省令第22号）等に基づき作成しており、発行者情報説明書に掲載しております。
6. 本証券情報説明書及び発行者情報説明書はそれぞれ、インターネット上のウェブサイト（<https://www.jica.go.jp/investor/bond/result.html>）において閲覧可能です。当機構に関する詳しい情報及びその業務の特徴、また、本証券情報説明書に記載されている事項の正確な理解のためには発行者情報説明書をご参照下さい。

本証券情報説明書に関する連絡先

東京都千代田区二番町 5-25 二番町センタービル  
独立行政法人 国際協力機構  
財務部 市場資金課  
電話番号 東京 03 (5226) 9279

## 目 次

		頁
第一部	証券情報	1
第1	募集要項	2
1	新規発行債券	2
2	債券の引受け及び債券に関する事務	6
3	新規発行による手取金の使途	7
第二部	参照情報	8
第1	参照書類	9
第2	参照書類の補完情報	9

第一部 証券情報

## 第1 募集要項

### 1. 新規発行債券（10年債）

銘柄	第50回国際協力機構債券	債券の総額	金12,000百万円
記名・無記名の別	-	発行価額の総額	金12,000百万円
各債券の金額	1,000万円	申込期間	2019年9月5日
発行価格	額面100円につき 金100円	申込証拠金	額面100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。 申込証拠金には利息をつける。
利税率	年0.055%	払込期日	2019年9月20日
利払日	毎年3月20日 及び9月20日	申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店 及び国内各支店
償還期限	2029年9月20日	振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町 二丁目1番1号
募集の方法	一般募集		
利息支払の方法	利息支払の方法及び期限  1. 本債券の利息は、払込期日の翌日から本債券を償還すべき日（以下「償還期日」という。）まで これを繰り上げて、2020年3月20日を第1回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後、 毎年3月20日及び9月20日の2回に、各その日までの前半か年分を支払う。 2. 半か年に満たない利息を支払うときは、半か年の日割をもって計算する。 3. 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前日に繰り上げる。 4. 債還期日後は、利息をつけない。但し、償還期日に本債券の償還を怠った場合には、償還期日 の翌日から実際に独立行政法人国際協力機構（以下「当機構」という。）から別記「摘要」欄第 3項に定める本債券の募集の受託会社（以下「受託会社」という。）への本債券の元利金にかかる 支払が行われた日までの日数につき別記「利率」欄に定める利率により計算される金額（以下 「経過利息」という。）を支払う。経過利息は、半か年の日割をもって計算する。		
償還の方法	1. 債還金額 額面100円につき金100円  2. 債還の方法及び期限 (1) 本債券の元金は、2029年9月20日にその全額を償還する。 (2) 債還期日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前日に繰り上げる。 (3) 本債券の買入消却は、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。		
担保	本債券の債権者（以下「本債権者」という。）は、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律 第136号。以下「JICA法」という。）の規定により、当機構の財産について、他の債権者に先立つ て自己の債権の弁済を受ける権利を有する。		
財務上の特約	担保提供制限 その他の条項	該当事項なし（本債券は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。） 該当事項なし	

摘要	<p>1. 信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付</p> <p>(1) 株式会社格付投資情報センター（以下「R&amp;I」という。）</p> <p>本債券について、当機構はR&amp;IからA+の信用格付を2019年9月5日付で取得している。R&amp;Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性（信用力）に対するR&amp;Iの意見である。R&amp;Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&amp;Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&amp;Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。</p> <p>R&amp;Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&amp;Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがある。</p> <p>本債券の申込期間中に本債券に関するR&amp;Iが公表する情報へのリンク先は、R&amp;Iのホームページ（<a href="https://www.r-i.co.jp/rating/index.html">https://www.r-i.co.jp/rating/index.html</a>）の「格付アクション・コメント」及び同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるリポート検索画面に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。</p> <p>R&amp;I：電話番号 03-6273-7471</p> <p>(2) S&amp;P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社（以下「S&amp;P」という。）</p> <p>本債券について、当機構はS&amp;PからA+の信用格付を2019年9月5日付で取得している。S&amp;Pの信用格付は、発行体又は特定の債務の将来の信用力に関するS&amp;Pの現時点における意見であり、発行体又は特定の債務が債務不履行に陥る確率を示す指標でも、信用力に対する保証でもない。またS&amp;Pの信用格付は、証券の購入、売却若しくは保有を推奨するもの、又は債務の市場流動性若しくは流通市場における価格を示すものではない。</p> <p>S&amp;Pは信用格付の安定性を格付分析の重要な要素として織り込んだうえで、信用格付を付与している。しかしながら、信用格付はさまざまな要因により変動する可能性があり、その要因には、発行体の業績や外部環境の変化などが含まれる。</p> <p>S&amp;Pは格付分析を行う際に、信頼しうると判断した情報源（発行体を含む）から提供された情報を利用している。S&amp;Pは、当初の格付分析又はサーベイランスのプロセスにおいて発行体やその他の第三者から受け取った情報について、監査、デュー・デリジェンス、又は独自の検証を行っておらず、またその完全性や正確性を立証する義務を負っていない。S&amp;Pに提供された情報に、不正確な情報若しくは情報の欠落、又はその両方が含まれる可能性があり、実際に含まれる場合にはそれらが格付分析に影響を与えるおそれがある。</p> <p>S&amp;Pでは、本信用格付の分析に関し、格付意見に達するのに必要な水準を満たす品質の情報が十分に備わっていると考えている。しかしながら、S&amp;Pによる発行体格付又は個別債務格付の付与をもって、S&amp;Pが格付付与に際して利用した情報、又は当該信用格付若しくは関連情報の利用により得た結果について、その正確性、完全性又は適時性が保証されると見なすべきではない。</p> <p>本債券の申込期間中に本債券に関するS&amp;Pが公表する情報へのリンク先は、S&amp;Pのホームページ（<a href="http://www.standardandpoors.co.jp">http://www.standardandpoors.co.jp</a>）の「ライブラリ・規制関連」の「信用格付けの概要（S&amp;P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社）」（<a href="http://www.standardandpoors.co.jp/pcr">http://www.standardandpoors.co.jp/pcr</a>）に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。</p> <p>S&amp;P：電話番号 03-4550-8000</p>
----	--

摘要	<p>2. 社債、株式等の振替に関する法律の適用 本債券は、社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、同法第 67 条第 1 項の規定により本債券の証券は発行しない。</p> <p>3. 募集の受託会社 (1) JICA 法第 32 条第 8 項に基づく本債券の募集の受託会社は、東京都所在の株式会社三井住友銀行とする。 (2) 受託会社は、本債権者のために弁済を受け、又は本債券に基づく債権の実現を保全するため必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。 (3) 受託会社は、本債権者のために、公平かつ誠実に本債券の管理を行うものとする。 (4) 受託会社は、本債権者に対し、善良な管理者の注意をもって本債券の管理を行いうるものとする。 (5) 受託会社は、本債券の発行要項（以下「発行要項」という。）各項のほか、法令及び当機構と受託会社との間の 2019 年 9 月 5 日付第 50 回国際協力機構債券募集委託契約証書（以下「委託契約」という。）に定める義務及び権限を有する。本債権者は、委託契約に定める受託会社の権限及び義務に関する全ての規定の利益並びに受託会社によるかかる権限の行使及びかかる義務の履行による利益を享受することができる。 (6) 受託会社は、法令、発行要項、委託契約及び本債券の債権者集会（以下「債権者集会」という。）の決議に違反する行為をしたときは、本債権者に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。</p> <p>4. 期限の利益の喪失事由 本債券の期限の利益の喪失事由は、次の各号に掲げるものとする。 (1) 当機構が別記「利息支払の方法」欄又は別記「償還の方法」欄第 2 項の規定に違背し、5 営業日以内に履行又は治癒されないとき。 (2) 当機構が発行する本債券以外の債券若しくはその他の借入金債務について期限の利益を喪失し、又は期限が到来しても 5 営業日以内にその弁済をすることができないとき、又は当機構以外の債券若しくはその他の借入金債務に対して当機構が行った保証の債務について履行義務が発生したにもかかわらず、当該債務にかかる契約上定められた保証債務を履行すべき最終日から 5 営業日以内にその履行をすることができないとき。但し、当該債務の合計額（邦貨換算後）が 50 億円を超えない場合は、この限りではない。 (3) 当機構が解散することを定める法令及び解散の期日を定める法令が公布され、かつ当機構の解散期日の 1 か月前までに、本債券の債務の総額について他の法人に承継される法令が公布されていないとき。 (4) 法令若しくは裁判所の決定により、当機構又は当機構が解散して本債券の債務を承継した法人に対して、株式会社における会社更生、特別清算その他これらに準ずる倒産処理手続に相当する手続が開始されたとき。</p> <p>5. 期限の利益喪失の公告 前項の規定により当機構が本債券について期限の利益を喪失したときは、受託会社はその旨を本「摘要」欄第 6 項(2)に定める方法により公告する。</p> <p>6. 公告の方法 (1) 当機構又は受託会社は、本債券に関し、本債権者の利害に關係する事項であつて、受託会社が本債権者に通知する必要があると認める事項がある場合は、これを公告する。 (2) 公告は、法令又は契約に別段の定めがあるものを除き、官報並びに東京都及び大阪市で発行される各一種以上の新聞紙に掲載することにより行う。但し、重複するものがあるときは、これを省略することができる。</p> <p>7. 債券原簿の公示 当機構は、その主たる事務所に本債券の債券原簿（以下「本債券原簿」という。）を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。但し、当機構は以下の場合には本債券原簿の閲覧を拒否することができる。 ①当該請求を行う者がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。 ②当該請求を行う者が本債券原簿の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。 ③当該請求を行う者が、過去 2 年以内において、本債券原簿の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがある者であるとき。</p>
----	--

摘要	<p>8. 発行要項の変更</p> <p>(1) 当機構は、受託会社と協議のうえ、本債権者の利害に重大なる関係を有する事項を除き、発行要項を変更することができる。</p> <p>(2) 前号に基づき発行要項が変更されたときは、当機構はその内容を公告する。但し、当機構と受託会社が協議のうえ不要と認めた場合は、この限りではない。</p> <p>9. 本債券の債権者集会</p> <p>(1) 債権者集会は、本債券の全部についてするその支払の猶予その他本債権者の利害に重大なる関係を有する事項につき決議することができる。</p> <p>(2) 債権者集会は、当機構又は受託会社がこれを招集するものとし、債権者集会の日の3週間前までに債権者集会を招集する旨及び債権者集会の目的である事項その他必要な事項を公告する。</p> <p>(3) 債権者集会は、東京都において行う。</p> <p>(4) 本債券の総額（償還済みの額を除く。又、当機構が有する本債券の金額はこれに算入しない。）の10分の1以上に当たる本債権者は、債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を受託会社に提出し、債権者集会の招集を請求することができる。</p> <p>(5) 本債権者は、債権者集会において、その有する本債券の金額（償還済みの額を除く。）に応じて、議決権を有するものとする。</p> <p>(6) 前号の規定にかかわらず、当機構は、その有する本債券については、議決権を有しない。</p> <p>(7) 債権者集会において決議をする事項を可決するには、議決権者（議決権を行使することができる本債権者をいう。以下本募集要項において同じ。）の議決権の総額の5分の1以上で、かつ、出席した議決権者の議決権の総額の3分の2以上の議決権を有する者の同意がなければならない。</p> <p>(8) 前号の規定にかかわらず、以下のいずれかに該当する決議をすることはできないものとし、これらに該当する決議がされた場合、かかる決議は効力を有しない。</p> <p>①債権者集会の招集の手続又はその決議の方法が法令又は発行要項の定めに違反するとき。</p> <p>②決議が不正の方法によって成立するに至ったとき。</p> <p>③決議が著しく不公正であるとき。</p> <p>④決議が本債権者の一般の利益に反するとき。</p> <p>(9) 本債権者は、本人又はその代理人によって、債権者集会に出席することができる。当機構は、その代表者を当該集会に出席させ、又は書面により意見を述べることができる。本人又はその代理人が当該集会に出席しない本債権者は、受託会社が定めるところにしたがい、書面によって議決権を行使することができる。書面によって行使した議決権の額は、出席した議決権者の議決権の額に算入する。</p> <p>(10) 債権者集会の決議は、本債券を有する全ての債権者に対し効力を有するものとし、その執行は受託会社があたるものとする。</p> <p>(11) 本項に定めるほか債権者集会に関する手續は当機構と受託会社が協議して定め、本「摘要」欄第6項(2)に定める方法により公告する。</p> <p>(12) 本項の手續に要する合理的な費用は当機構の負担とする。</p> <p>10. 元利金の支払</p> <p>本債券にかかる元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄に定める振替機関が定める社債等に関する業務規程その他の規則及び業務処理要領（以下「業務規程等」という。）にしたがって支払われる。なお、当機構は、JICA 法第32条第9項及び業務規程等にしたがって、受託会社に本債券の元利金を支払うことによって、本債券の元利金にかかる債務を免責されるものとする。</p> <p>11. 募入方法</p> <p>応募超過の場合は、本募集要項「2. 債券の引受け及び債券に関する事務（10年債）」欄の引受人の代表者が適宜募入額を定める。</p> <p>12. 発行代理人及び支払代理人</p> <p>別記「振替機関」欄に定める振替機関が定める業務規程等に基づく本債券の発行代理人業務及び支払代理人業務は、株式会社三井住友銀行においてこれを取り扱う。</p>
----	--

## 2. 債券の引受け及び債券に関する事務（10年債）

	引受人の氏名又は名称	住 所	引受金額	引受けの条件
債券の引受け	大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	百万円 4,800	1. 引受人は、本債券の全額につき、連帯して買取引受を行う。 2. 本債券の引受手数料は額面100円につき金30銭とする。
	みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	3,600	
	SMB C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	3,600	
	計	—	12,000	
債券に関する事務	募集の受託会社の名称	住 所		
	株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号		

### 3. 新規発行による手取金の使途

#### (1) 新規発行による手取金の額

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
12,000 百万円	42 百万円	11,958 百万円

#### (2) 手取金の使途

上記差引手取概算額 11,958 百万円は、2019 年度中に、全額を JICA 法第 13 条第 1 項第 2 号に定める有償資金協力業務のうちアフリカ地域向けの業務を行うために必要な所要資金に充当する予定です。

なお、有償資金協力業務は、外務省が定める中期目標並びにそれに基づき作成される JICA 中期計画及び年度計画に示される JICA の基本方針に従って実施されます。当該基本方針の中では、①開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保、②開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進、③普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現、④地球規模課題への取組を通じた持続可能で強じんな国際社会の構築、が重点分野として掲げられています。

また、JICA の有償資金協力業務を含む開発協力は、国際連合及び世界銀行の基準に基づく所得階層を用いて対象となる開発途上国を選定しています。円借款については、所得階層の低い国ほど低金利の融資が受けられる供与条件を適用しています。

上記の点が評価され、第 50 回国際協力機構債券は、国際資本市場協会のフレームワーク（注）における「ソーシャルボンド」の特性に従った債券である旨のセカンド・オピニオンを、独立した第三者機関である株式会社日本総合研究所より 2019 年 8 月 28 日付で取得しています。

同オピニオンでは、「第 50 回国際協力機構債を SBP が示す 4 項目に基づきレビューした結果、第 50 回国際協力機構債は SBP が示す、社会課題への対応を目的とした『ソーシャルボンド』の特性に従うものとして評価する。」との評価がされています。

（注） 国際資本市場協会（International Capital Market Association、ICMA）は、2016 年 6 月に、自主的ガイドラインとして、グリーンボンド原則（Green Bond Principles、GBP）及びその付属資料であるソーシャルボンドのガイダンス（SOCIAL BONDS – GUIDANCE FOR ISSUERS）を公表しました。なお、ICMA は 2017 年 6 月に同付属資料を改訂した上でソーシャルボンド原則（The Social Bond Principles、SBP）として新たに位置づけています。

【参考】セカンド・オピニオン（発行者：株式会社日本総合研究所）

[https://www.jica.go.jp/investor/ku57pq000021bv8e-att/second\\_opinion.pdf](https://www.jica.go.jp/investor/ku57pq000021bv8e-att/second_opinion.pdf)

第二部 參 照 情 報

## 第1 参照書類

当機構の経理の状況その他の事業の内容に関する重要な事項及びその他の事項については、以下に掲げる書類をご参照下さい。

以下に掲げる書類については、当機構ホームページ (<https://www.jica.go.jp/investor/bond/result.html>) に掲載されています。

「債券内容説明書 発行者情報の部（2019年8月1日現在）」

## 第2 参照書類の補完情報

上記に掲げた参考書類としての債券内容説明書 発行者情報の部（2019年8月1日現在）（以下「発行者情報説明書」という。）に記載された発行者情報について、発行者情報説明書の作成日以後、本債券内容説明書 証券情報の部作成日（2019年9月5日）までの間において、変更及び追記すべき事項は生じておりません。なお、発行者情報説明書には将来に関する事項が記載されておりますが、本債券内容説明書 証券情報の部作成日（2019年9月5日）現在においてもその判断に変更はありません。

以上